

防災管理定期点検指導指針

1 点検報告の指針

- (1) 点検は使用開始日又は義務が生じた日を基準日に1年に1回実施し、報告は、管理権原者名で管轄消防署長あてに行うこと。なお、点検・報告未実施等により法第36条違反となった後に、改めて点検・報告がなされた場合には当該点検実施日が基準となること。
- (2) 点検資格者による点検終了後、不適事項がある旨助言を受けた場合は、速やかに改修を行うこと。
なお、点検結果報告書の「適否」欄を「否」として報告する場合（改修に時間を要する場合）、セイフティマークを貼付している場合は速やかに取り外すこと。
- (3) 点検の結果、全ての項目が適正である場合において、セイフティマークの表示を希望する場合は、一般財団法人栃木県消防設備保安協会で購入手続を行うこと。

2 防災管理維持台帳の編冊、記録及び保存

- (1) 管理権原者は、点検を行った結果を防火管理維持台帳に記録し、これを保存しなければならない。
- (2) 防災管理維持台帳は、次に掲げるものを編冊すること。
 - ア 防災管理再講習の終了証の写し
 - イ 消防計画作成（変更）届出書、防災管理者選任（解任）届出書、自衛消防組織設置（変更）届出書、統括防災管理者選任（解任）届出書（消防法第8条の2準用に該当する場合に限る。）に係る書類の写し
 - ウ 防災管理点検特例認定申請書の写し（申請している場合に限る。）
 - エ 認定又は不認定通知書（防災管理点検特例認定申請を行った場合に限る。）
 - オ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書の写し
 - カ 防災管理に係る消防計画に基づき実施される次に掲げる状況を記載した書類
 - (ア) 避難施設の維持管理状況
 - (イ) 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況
 - (ウ) 防災管理上必要な教育の状況
 - (エ) 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の状況
 - (オ) 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査の状況

- (カ) 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資器材の点検並びに整備の状況
 - (キ) 地震発生時における家具、什器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置の実施状況
 - (ク) 大規模な地震に係る防災訓練並びに教育及び広報の状況（強化地域に所在する令第46条に規定する建築物その他の工作物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令第4条第1号、第2号、第13号、第14号及び第23号に規定する施設（大規模地震対策特別措置法第6条第1項に規定する者が管理するものを除く。）に限る。）
- キ 前各号に掲げるもののほか、防災管理上必要な書類